

岩手県高等学校教育研究会規約 (令和5年4月1日 全部改正)

(名称・事務局)

第1条 本会は、岩手県高等学校教育研究会と称し、事務局を会長所在校に置く。

(目的・事業)

第2条 本会は、岩手県内の高等学校及び特別支援学校の教育振興のため研修することを目的とし、次の事業を行う。

1. 教科及び教育に関する調査研究
2. 前項についての成果の発表
3. 他の教育研究機関との連携
4. その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 本会は、岩手県内の高等学校及び特別支援学校の校長並びに教員をもって構成され、学校単位に加盟を認める。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。役員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。補員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長 1名：評議員会において選出する。本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 2名：評議員会において選出する。会長を補佐し、会長不在の時は代理する。
3. 評議員 : 加盟校の校長全員とする。評議員会を組織し、重要事項を審議決定する。
4. 理事 : 部会長とする。部会の運営にあたる。
5. 監事 3名：評議員会で選任する。会計を監査する。

(会議)

第5条 本会は、以下の諸会議を持つ。いずれも3分の2以上の出席(委任状は出席と認める)で成立し、議決は出席者の過半数による。同数の場合は議長が決する。

1. 評議員会：本会の最高機関である。年2回会長が招集し、役員、事業、会計、その他の重要事項を決する。なお、会長は必要に応じ臨時に開催することができる。
2. 理事会：会長が必要により随時に招集することができる。
3. 監事はすべての会議に出席することができる。

(部会)

第6条 本会に次の部会を設け、部会長を置く。部会長は評議員から推薦し、評議員会で承認する。

- | | | | | | |
|----------|----------|--------|------------|----------|--------|
| (1)国語 | (2)地歴・公民 | (3)数学 | (4)理科 | (5)保健体育 | (6)音楽 |
| (7)美術・工芸 | (8)書道 | (9)英語 | (10)家庭・福祉 | (11)農業 | (12)工業 |
| (13)商業 | (14)水産 | (15)情報 | (16)特別支援教育 | (17)学校保健 | |

(18)進路指導 (19)図書館 (20)生徒指導 (21)教育相談 (22)国際教育

(経費・会計年度)

第7条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第8条 会計に関する規程は、別にこれを定める。

(改正)

第9条 規約の改正は、評議員会の議決による。

付則 本規約は、昭和40年4月1日から施行する。

昭和58年4月1日	一部改正
平成4年4月1日	一部改正
平成8年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	全部改正

岩手県高等学校教育研究会事務執行細則 (令和5年度に全部改正の予定)

第1条 会則第3条に示す部会のうち、教科の部会は個人加入とし、その他の部会は学校単位の加入とする。

第2条 教科の部会とは、次のものを指す。

- (1)国語 (2)地歴・公民 (3)数学 (4)理科 (5)保健体育 (6)音楽
(7)美術・工芸 (8)書道 (9)英語 (10)家庭・福祉 (11)農業 (12)工業
(13)商業 (14)水産 (15)情報 (16)特別支援教育 (17)学校保健

その他の部会とは、次のものを指す。

- (18)進路指導 (19)図書館 (20)生徒指導 (21)教育相談 (22)国際教育

第3条 本会の会員は、教科のいずれかの部会に必ず所属する。ただし、養護教諭は特別支援教育部会に属するものを除き、学校保健部会に所属して同部会に一種登録する。なお、会員の所属については、毎年度の初めに各学校毎に「所属部会一覧表」をもって、会長に届け出るものとする。

第4条 第2条後段、その他の部会ならびに情報部会・学校保健部会の所属については、会員の希望の外、各学校の事情による。なお、加入校は毎年度の初めに、各学校毎に「学校単位加入部会加入届」をもって、係代表者および会員名を、会長に届け出るものとする。

第5条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。会費は年額 2,300 円とする。納入の方法については別に定める。

第6条 第2条後段、その他の部会に加入した学校の負担金は、別表1. により納入するものとする。ただし、募集停止中の定時制にあっては会費を免除する。

第7条 学校規模別負担金は別表2. により納入するものとする。ただし、この会費の配分については会長一任とする。なお、特別支援学校および私立学校の負担金についても会長一任とする。

付則 本細則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行す

る。

本細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、昭和 52 年 9 月 20 日から施行す

本細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

る。

本細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1.

別表 2.

部会名	負担金
-----	-----

学校規模	学校負担金
------	-------

進路指導	全日制 6,800 円 定時制 1,500 円
図書館	全日制 3,800 円 定時制 1,500 円
生徒指導	全日制 3,800 円 定時制 1,500 円
教育相談	全日制 4,300 円 定時制 1,500 円
国際教育	全日制 4,300 円 定時制 1,500 円
情報	全日制 3,800 円 定時制 1,500 円
学校保健	全日制 4,300 円 定時制 1,500 円

A 21 学級以上	10,000 円
B 20 学級～15 学級	7,000 円
C 14 学級～ 6 学級	4,000 円
D 5 学級以下及び特別支援学校	免除

